

第 1 回パリ協定 6 条国際会議の結果について

日時: 2022 年 2 月 17 日(木) 19 時～22 時 30 分

開催形式: オンライン開催

主催: 日本国環境省、公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)

協賛: 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局、COP26 議長国 (英国)、COP27 議長国 (エジプト)

目的

COP26 での 6 条実施指針の決定内容及び 2022 年の 6 条作業計画について紹介し、6 条 2 項に基づいた市場メカニズムの構築を進めている国から先進的な取組の報告や、6 条実施の体制整備・能力構築ニーズの特定、国際航空分野 (CORSIA) や自主的な炭素市場と 6 条の関係についての発表を通じて、第 2 回国際会議 (6 条の実施に関する体制・能力の構築支援) に向けた議論のフレミングを行う。

開催挨拶

山口 壯 環境大臣、パトリシア・エスピノーサ UNFCCC 事務局長、アロック・シャルマ COP26 議長のビデオメッセージの後、ヴェル・アブルマグド エジプト・アラブ共和国 COP27 担当大使から開会挨拶があった。6 条を実施することによる NDC の実施コストの削減についての可能性と、今年実施すべき技術的な作業への言及、そして地域協力と能力開発の重要性が強調された。

COP26 における第 6 条の決定と 2022 年の作業計画

ペルーマル・アルム・ガム・ピライ 国連気候変動枠組条約事務局チームリード・プログラムオフィサーより、COP26 でのパリ協定 6 条決定内容について発表があった。6 条 2 項、6 条 4 項、6 条 8 項の決定について詳細な共有の後、2022 年の作業計画の紹介がされた。

6 条実施事例の共有による制度的取り決めと能力強化の必要性

小畑 一久 環境省 国際企画官のモデレーションの下、8 か国・地域から発表があった。

(1) 最新の取組事例: 第 6 条の実施に必要な制度・ガバナンスの枠組み、能力開発について

増田 正悟 環境省 室長補佐から日本と 17 のパートナー国が 6 条 2 項の基で実施する二国間クレジット制度を日本の削減目標に活用する事が説明され、環境省の今後のアクションとしてパートナー国の拡大、民間資金の動員によるスケールアップ、UNFCCC 地域協力センター (RCC) との連携による能力構築への貢献を支援することが示された。また、パリ協定の下での国際的に移転される緩和成果 (ITMO) を日本政府として承認するための JCM 推進・活用会議の設立と、日本政府による ITMO の承認及び相当調整等の状況が共有された。

サイモン・フェラーマイヤー スイス連邦 環境局職員からは、スイスが NDC 達成に 6 条を活用しようとしていることが示された。6 条実施に関して、ペルー、ガーナ、セネガル、ジョージア、バヌアツ、ドミニカと二国間合意を締結済みであり、今後も増えることが予定されていることや、6 条 2 項のガイダンスに基づいて国内法や二国間合意の内容を作成していることが共有された。

ファン・ペドロ・サール チリ エネルギー省 気候変動室室長からはチリの 6 条実施の背景が説明され、費用対効果について言及があり、カーボンプライシングについて 2040 年までに 1 トンあたり 80 米ドルにすべきという国家エネルギー戦略の見解について説明がなされた。2020 年より関係省庁によるタスクフォースが、二国間の関わりの理解や国内の 6 条に関するガイドラインの準備を目的として動き出していることが共有された。

(2) 能力構築支援ニーズの把握：6 条実施に向けた支援内容について

マリナ・カリヨ・ソアレス ブラジル外務省 環境第二課 二等書記官からは、6 条はより高い野心を可能にする方法だという見解が示された。また、CDM の経験が共有され、CDM と比較してホスト国の役割・要件・課題がより大きくなっていることから、各国ごとの異なる能力に合わせた能力開発が必要であると述べた。

ム・エルハジ・ムバエ・ディアグネ セネガル 国家気候変動委員会メンバー・アフリカエネルギー環境担当は、6 条への参加による NDC の条件無し目標と条件付き目標のそれぞれへの意味合いを理解することが重要であると述べた。6 条だけでなく様々な炭素市場へ参加するための国内枠組みの準備の重要性、技術的な内容を含めた様々な能力開発の重要性が示された。

ダリル・チュア シンガポール首相府 戦略局 国家気候変動事務局 経済調査担当 副ディレクターからはシンガポールの排出削減目標が示され、6 条のガイダンスに準拠した相互に合意された環境十全性基準、信頼できる市場取引を可能にするための支援インフラの必要性について言及した。

(3) CORSIA と自主的炭素市場への適用：第 6 条実施の重要性

モリー・ピーターズ・スタンリー 米国国務省 地球規模課題担当室 交渉官は CORSIA と 6 条の関連について述べた。CORSIA で使用される緩和成果に対して二重計上を回避するための報告事項について言及があり、ICAO 理事会が承認した 2 つのプログラムのプロセスに、6 条における政府承認のプロセスがあるのではないかという見解が示された。

マーティン・ヘッション 欧州委員会 気候行動総局 交渉官は EU からは、NDC 実施、ホスト国における NDC の野心引き上げや NDC と整合した 6 条の実施等の能力開発の予定が共有された。6 条においては、スイスとの排出量取引制度のリンク、CORSIA に対応する EUETS の改正について言及があった。

議論のまとめ

小畑 一久 環境省 国際交渉官から議論のまとめとして、6 条ルールと NDC との関係を理解することの重要性、各国がどのように参加するか、報告のための準備、6 条 4 項への参加、CORSIA と自主的

炭素市場について幅広い言及がなされた。また相当調整と承認や制度的整備については既存のものから学ぶことが可能であることが紹介された。そして議論を要約して枠組みを作るために、もっと意見を聞く必要があり、6条の実施に向けた取組について参加者からインプットを受け付けたいとの呼びかけを行った。

会議の閉会

瀬川 恵子 環境省 大臣官房審議官からの閉会挨拶では、各スピーカー、参加者への感謝が述べられた。次回の会議（3月7日）では能力構築プログラムの内容を議論すること、日本が今後 RCC や世銀など国際機関と連携して政府機関やプロジェクト参加者の能力構築を支援することが表明された。

開催結果

今回の国際会議には 100 か国以上、約 1,000 名が参加した。（直接参加、ビデオメッセージ、Youtube 配信の視聴者を含む）

<参加国>

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、アンゴラ、イエメン、英国、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、エストニア、エルサルバドル、エジプト、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カーボベルデ、カナダ、ガボン、カンボジア、韓国、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、キューバ、コートジボワール、コロンビア、コンゴ、サモア、ザンビア、サンマリノ、ジャマイカ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スリランカ、スロベニア、セイシェル、セネガル、セントビンセント及びグレナディーン諸島、タイ、タジキスタン、チリ、中国、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナイジェリア、ニカラグア、日本、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、バーレーン、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、バングラデシュ、フィリピン、フィンランド、ブータン、フィジー、ブラジル、フランス、米国、ベトナム、ベリーズ、ペルー、ベルギー、ポーランド、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、マーシャル諸島、マラウイ、マルタ、ミクロネシア連邦、メキシコ、モーリシャス、モザンビーク、南アフリカ、モロッコ、ヨルダン、ラオス、リヒテンシュタイン、リベリア、レバノン、ロシア 等

以上